

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
の翌日)

目次

◆公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

◆公告 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正

理容師試験及び美容師試験の実施
二級技能検定の実施
宅地建物取引主任者資格試験の実施

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年四月二十一日から施行する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

3の項中

県道米子大山線 西伯郡伯仙町尾高字泉谷口二、二〇〇番地地先から同郡同町尾高字門田一、七六四番地を経て同郡同町下郷字上河原四七四の一番地地先までの間

を

県道米子大山線 米子市尾高字泉谷口二、二〇〇番地地先から同市下郷字上河原四七四番地の地先までの間

に改める。

5の項中

西伯郡伯仙町尾高一、七五五番地先

西伯郡伯仙町尾高二、二〇一番の二地先

西伯郡伯仙町尾高一、七六五番地地先

西伯郡伯仙町尾高一、七五四番地先

西伯郡伯仙町泉字堂成ル六三三番地先

を

米子市尾高一、七五五番地先

米子市尾高二、二〇一番の二地先

米子市尾高一、七六五番地地先

米子市尾高一、七五四番地先

米子市泉字堂成ル六三三番地先

に

西伯郡伯仙町大字尾高

西伯郡伯仙町大字尾高

西伯郡伯仙町大字本宮

西伯郡伯仙町大字岡成

西伯郡大山町大字大山

二王堂園有林九六林班は小班地先

交差点入口

を

米子市尾高字北屋敷西一、六七八番の一地先	
米子市尾高字南屋敷東一、七三三番地先	
西伯郡淀江町大字本宮 字金クソ谷巻四七八番の二地先	
米子市岡成字泉五八二番の一地先	
西伯郡大山町大山 字木原国有林九六林班は小班地先	

に改める。

8の項中

伯仙町尾高一、七五五番地先

を

米子市尾高一、七五五番地先

に改める。

公安委員会告示第二十六号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年四月二十一日から施行する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

1の項中

県道福部鳥取線 鳥取市 卯垣二七〇番の一地先か ら同市立川町四丁目一四 八番地の二地先までの間	八〇〇メートル	七時から九時まで
--	---------	----------

を

県道福部鳥取線 鳥取市 卯垣二七〇番の一地先か ら同市立川町四丁目一四 八番地の二地先までの間	八〇〇メートル	七時から九時まで
--	---------	----------

公安委員会告示第二十七号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場所について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年四月二十一日から施行する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

表中

一般国道九号線 鳥取市 安長地内八千代橋	三〇メートル	自転車及び歩行者	終日
一般国道九号線 鳥取市 安長地内八千代歩道橋	三〇メートル	車両(自転車を除く)	〃

に

十六 鳥取市吉成字打明ヶ七二七番の三地先 (単路)	押ボタン式
---------------------------------	-------

を

十六 鳥取市吉成字打明ヶ七二七番の三地先 (単路)	押ボタン式
十七 鳥取市西町三丁目五一二番地地先交差点 (十字路)	定周期式 (一段式)
十八 鳥取市瓦町一三三番地地先交差点(十字 路)	定周期式 (二段式)
十九 鳥取市片原四丁目二〇番地地先交差点 (十字路)	定周期式 (一段式)
二十 鳥取市寿町九〇七番地の一地先交差点 (十字路)	定周期式 (一段式)
二十一 鳥取市桂木二五七番地地先(単路)	押ボタン式

二十二	鳥取市材木町一三番地地先(単路)	押ボタン式
二十三	鳥取市相生町四丁目三〇一番地の一地先(単路)	押ボタン式
二十四	鳥取市東品治町五八番地の二三地先(単路)	押ボタン式
二十五	鳥取市立川町二丁目三二五番地地先(単路)	押ボタン式
二十六	八頭郡河原町大字長瀬八番地の二地先交差点(丁字路)	押ボタン式
二十七	米子市中島八六二番地の九地先(単路)	押ボタン式
二十八	米子市立町四丁目一九一番地地先交差点(四差路)	押ボタン式
二十九	米子市法勝寺町四九番地地先交差点(十字路)	定周期式(一段式)
三十	境港市上道町六二三番地地先交差点(丁字路)	押ボタン式
三十一	倉吉市宮川町二七番地の二二地先交差点(五差路)	定周期式(一段式)

に於ける。

公 告

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和43年4月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和43年5月27日 午前9時

場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

米子市角盤町2丁目 米子保健所会議室

(2) 実地試験

日時 昭和43年6月17日 午前9時

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後1年以上の実地習練を経たもの

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終了した者

(4) 理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に、美容師試験受験者にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

4 出願の方法

(1) 願書の提出期間

昭和43年5月6日から昭和43年5月18日まで（郵送のものについては、昭和43年5月18日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 願書の提出先

- ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
- イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課

(3) 提出書類

- ア 受験願書（別記様式によること。）
- イ 履歴書（最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なった場所及び期間を記載すること。）
- ウ 養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書
- エ 実地習練を終了したことを証する書面
- オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- カ 写真（出願前6箇月以内に撮影した名刺判、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの）
- (4) 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和52年政令第277号）第2条第4項の規定により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類にかえて、知事の発行した理容師学科試験免除通知書又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

5 試験手数料及びその納付方法等

- (1) 試験手数料 1,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

(3) 既納の手数料は、還付しない。

6 試験場に持参するもの

- (1) 学科試験
 - 受験通知書、筆記用具及び屋食
- (2) 実地試験
 - ア 受験通知書、屋食及び上ばき
 - イ 理容師試験を受ける者
 - (イ) 白衣
 - (ロ) 鬘髪及び顔をりに必要な器具等
 - (ウ) 応急薬品
 - ウ 美容師試験を受ける者
 - (イ) 白化粧用品
 - (ロ) コールパーマネットウエアー等の施術上必要な器具、材料及び化粧用品
 - (ウ) 応急薬品
- (イ) 応急薬品
- (ウ) 化粧用品
- (イ) 応急薬品
- 7 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、美容師試験のモデルは、なるべく年齢18歳から30歳までの者で、髪に著しい癖のないものであること。
- 8 その他
 - (1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願

書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明の点がある場合は、住所地在管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。

(3) 文書による照会は、15円切手を同封すること。

別記様式 (用紙はB列5判とすること。)

理容師 (美容師) 受験願書

収入証紙
はりつけ欄

本籍

住所 (番地及び○○方も記入すること。)

(ふりがなをのける)
氏名

年 月 日生

理容師法第2条第1項 (美容師法第4条第1項) の規定による理容師 (美容師) 試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

氏 名 ㊟

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

(注) 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地試験」と朱書すること。

職業訓練法（昭和35年法律第133号）第25条の規定に基づき、昭和43年度の機械工、仕上工、板金工、洋装工、左官、タイル張り工、ブロッツク建築工、建築大工、木工塗装工、建築塗装工、金属塗装工及び広告美術工に係る2級の技能検定を次のとおり実施する。

昭和43年4月19日

鳥取県知事 石 破 二 期

1 実施する試験

学科試験

2 実施期日及び実施場所

職 種	実 施 期 日	実 施 場 所
板金工/洋裁工	昭和43年9月8日	鳥取市及び米子市
機械工、仕上工、左官、タイル張り工、ブロッツク建築工、建築大工、木工塗装工、建築塗装工、金属塗装工、広告美術工	昭和43年9月15日	鳥取市及び米子市

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

イ 2級技能検定受験申請書（以下「申請書」という。）

ロ 学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市東町1丁目 鳥取県商工労働部職業安定課

(3) 受付期間

昭和43年5月13日（月）から昭和43年5月24日（金）まで（郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。）

(4) 受検申請に関する注意

イ 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「2級技能検定受験申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（あて先を記入し、15円切手をはったもの）を同封すること。

ロ 申請書又は3の(1)のロに規定する書面を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「2級技能検定受験申請書在中」と朱書すること。

4 受検手数料及びその納付方法等

(1) 学科試験の手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を申請書にはつて納付すること。この場合、消印をしないこと。

なお、学科試験の全部の免除を受けようとする場合は、手数料の納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は、返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 学科試験の合格通知

学科試験の合格者に対しては、昭和43年11月下旬に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名を昭和43年11月下旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。

6 その他
 2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第11条の3第1項の規定により、昭和43年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。
 昭和43年4月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の期日

昭和43年6月2日 13時から15時まで

2 試験の場所

鳥取市東町1丁目305 自治会館

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者

(2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者

(3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4 試験内容及び方法

試験は、宅地建物取引業に関し必要な知識について、筆記試験により行なう。

5 受験申込受付期間

昭和43年4月22日から昭和43年5月10日まで

6 受験申込用紙の請求場所及び受付場所
 鳥取県土木部建築課又は各土木出張所（鳥取土木出張所を除く。）

7 提出書類

(1) 受験申込書及び受験票

(2) 受験資格があることを証明する書類

(3) 写真（申込前3月以内に撮影した正面無帽、上半身の名刺型のもの）

（注）郵便により受験申込用紙及び受験票を請求し、又は受験申込みをする場合は、返信用切手をはり、おて先を明記した封筒を同封すること。

8 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申込書にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

9 合格発表

昭和43年6月下旬鳥取県公報に公告するほか合格者に通知する。

10 その他

詳細については、受験申込用紙の請求場所に問い合わせること。